



神奈川区連合町内会自治会連絡協議会
(4月定例会)



日時：令和5年4月18日（火）午後1時30分から

1 佐藤会長あいさつ

2 日比野区長あいさつ

3 警察・消防 定例報告

- (1) 刑法犯認知状況について (神奈川警察署生活安全課)
- (2) 交通事故発生状況について (神奈川警察署交通課)
- (3) 火災・救急等の状況について (神奈川消防署)

4 議題

- (1) GREEN×EXPO 2027 の周知に向けた御協力について
【掲出依頼】(都市整備局国際園芸博覧会推進課)
- (2) 地域防災活動支援に向けた研修のご案内について
【事業説明】(総務局地域防災課)
- (3) 令和5年度家具転倒防止対策助成事業のご案内について
【事業説明】(総務局地域防災課)
- (4) 水道局関係者を装った不審者の注意喚起チラシについて
【掲出依頼】(水道局鶴見水道事務所)
- (5) 令和5年度初期消火器具設置費用の一部補助について
【事業説明】(神奈川消防署総務・予防課)
- (6) 「よこはま防災 e-パーク」の創設について
【掲出依頼】(神奈川消防署総務・予防課)

- (7) 新型コロナワクチン 令和5年春開始接種について
【事業説明】(総務課)
- (8) 令和5年度神奈川区共助推進事業補助金について
【情報提供】(総務課)
- (9) 第20回統一地方選挙のご協力に対するお礼について
【お礼】(総務課)
- (10) 神奈川区・横浜市保健活動推進員会だよりについて
【情報提供・掲出依頼】(福祉保健課)
- (11) 令和4年度燃やすごみ量実績(速報値)について
【情報提供】(地域振興課 資源化推進担当)
- (12) 令和5年度「ヨコハマ3R夢・きれいなまちづくり」神奈川区推進
功労者の推薦について 【推薦依頼】(地域振興課 資源化推進担当)
- (13) 地域防犯カメラ設置補助制度実施のお知らせについて
【情報提供】(地域振興課)
- (14) 令和6年度自治会町内会館整備費補助について
【情報提供】(地域振興課)
- (15) 神奈川区スポーツ協会総会の開催について
【出席依頼】(地域振興課)
- (16) 消費生活情報「よこはまくらしナビ」について
【掲出依頼】(地域振興課)

※ (1)・(2)・(5)・(6)・(7)・(11)・(13)・(14) は、市連会からの
議題です。

《 5 月定例スケジュール》

(地域振興課)

- ・ 令和 5 年度区連会総会の開催について

◇日 時：令和 5 年 5 月 11 日（木）午後 2 時～

◇場 所：神奈川区役所 本館 5 階大会議室

- ・ 5 月区連定例会の開催について

◇日 時：令和 5 年 5 月 18 日（木）午後 1 時 30 分～

◇場 所：神奈川区役所 本館 5 階大会議室

- ・ 5 月の配送便（白袋）について

5 月の配送便は 5 月 25 日（木）までに送付予定です。

議 題

1 GREEN×EXPO 2027 の周知に向けた御協力について

掲出依頼

2027年国際園芸博覧会（略称：GREEN×EXPO 2027）の開催に向けて、市民の皆様と一緒に機運を高めていきたいと考えております。

つきましては、4月の配送便にて広報チラシをお送りいたしますので、掲示板への掲出をお願いいたします。

なお、恐縮ではございますが、本広報チラシにつきましては、著作権の関係でコピーしての配布やホームページへの掲載等が制限されております。御理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

◇開催期間：2027年3月19日（金）～9月26日（日）

◇開催場所：旧上瀬谷通信施設（旭区・瀬谷区）

【問合せ先】

都市整備局 国際園芸博覧会推進課 担当：河野・岩下

電話：671-4627 FAX：212-1223

2 地域防災活動支援に向けた研修のご案内について

事業説明

地域防災活動支援に向けた研修等についてご案内します。

つきましては、4月の配送便にて各自治会町内会長様あてに資料を1部お送りいたします。

【ご案内する研修等の項目】

◇横浜市の防災対策や先進的な地域防災活動の事例を学ぶ「防災・減災推進研修＜基礎編＞」のご案内

◇地震火災や風水害の備え等、地域特性に応じた防災活動について、アドバイザーを派遣して支援する「防災・減災推進研修＜支援編＞」のご案内

【問合せ先】

総務局 地域防災課 担当：長谷川・鈴江

電話：671-3456 FAX：641-1677

3 令和5年度家具転倒防止対策助成事業のご案内について

事業説明

地震時の家具の転倒から身を守るために居住者全員が下記要件①～⑥のいずれかである場合は、家具転倒防止器具の取付けを無償で代行します（取付員を派遣します。器具代は申請者のご負担となります。）。

つきましては、4月の配送便にて各自治会町内会長様あてに資料を1部お送りいたします。

【要件】

- ① 65歳以上の方、② 身体障害者手帳の交付を受けている方、
- ③ 愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている方、
- ④ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方、
- ⑤ 介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている方、⑥中学生以下の方

【申込期間】

令和5年5月1日から令和6年1月31日まで（市全体で先着300件）

【問合せ先】

◇制度全般について

一般社団法人横浜市建築士事務所協会

電話：662-2711 FAX：662-8981

◇資料について

総務局 地域防災課 担当：川村・小野

電話：671-3456 FAX：641-1677

4 水道局関係者を装った不審者の注意喚起チラシについて

掲出依頼

市内全域で、水道局関係者を装った不審な訪問や電話が相次いでおります。この度、水道局では注意喚起のチラシを作成しました。

つきましては、4月の配送便にてチラシをお送りいたしますので、掲示板への掲出について御協力をお願いいたします。

チラシは両面印刷になっておりますが、「水道局関係者を装った不審な訪問や電話、メールにご注意ください」と記載されている面を表に掲示していただくようお願いいたします。

【問合せ先】

水道局 鶴見水道事務所 担当：渡部・小林

電話：521-2321 FAX：504-4927

5 令和5年度初期消火器具設置費用の一部補助について

事業説明

消防局では、自治会町内会が初期消火器具を設置・更新（器材全て又は一部）する費用の一部を補助する事業を行っており、この度、補助金交付申請の受付を開始します。
つきましては、4月の配送便にて各自治会町内会長様あて資料を1部お送りいたします。

【問合せ先】

神奈川消防署 総務・予防課 担当:長崎・青柳・皆川 電話:316-0119 FAX:316-0119

6 「よこはま防災 e-パーク」の創設について

掲出依頼

消防局では、ウェブサイト上で時間や場所にとらわれることなく、災害に備える知識を身近に学ぶことができる「よこはま防災 e-パーク」を創設しました。

つきましては、一人でも多くの方にご利用いただけるよう、4月の配送便にてチラシをお送りいたしますので、掲示板への掲出について御協力をお願いいたします。

【掲出期間】

令和5年4月25日（火）から5月25日（木）

【問合せ先】

神奈川消防署 総務・予防課 担当:長崎・青柳・吉原 電話:316-0119 FAX:316-0119

7 新型コロナワクチン 令和5年春開始接種について

事業説明

令和5年5月8日（月）から、新たに新型コロナワクチン接種「令和5年春開始接種」が始まりますので、お知らせします。

◇対象者

初回接種を完了し、前回接種後3か月以上経過した以下の方 ①65歳以上の方、②基礎疾患を有する方、その他重症化リスクが高いと医師が認める方（5～64歳）、③医療従事者、介護施設従事者等

◇接種券

【オミクロン株対応ワクチン接種済】または、【令和4年11月8日以降に武田社ワクチン（ノババックス）を接種済の方】

4月24日（月）から順次、新しい接種券を発送します。

※「令和5年春開始接種」を受けない、または対象とならない場合、今回発送する接種券は、9月以降に実施予定の「令和5年秋開始接種」で必要となりますので、大切に保管してください。

【現在、接種券がお手元にある方】

接種対象者であれば、お手元の未利用の接種券を使って接種可能です。

◇予約方法・予約支援等

【医療機関へ直接予約をする場合】

かかりつけ医へ相談、または個別通知に同封の医療機関一覧（区毎）を参照していただき、ご予約ください。

【市の予約システムを利用して予約する場合】

予約開始日時：令和5年4月26日（水）午前9時～

◇詳細：広報よこはま4月号、5月号をご覧ください。

※資料提供は連長までです。

【問合せ先】

◇ワクチン接種全般について

横浜市新型コロナワクチン接種コールセンター 電話：0120-045-070

◇資料について

医療局 健康安全課 ワクチン接種調整等担当 電話：671-4841

8 令和5年度神奈川区共助推進事業補助金について

情報提供

町の防災組織が行う共助による防災活動を支援するために、防災啓発を目的とした講演会、防災施設見学又は防災資機材等の購入に対し、神奈川区共助推進事業補助金を交付いたします。

つきましては、4月の配送便にて各自治会町内会長様あてに資料を1部お送りいたします。

【交付額】

補助の対象となる費用の3分の2

※過去3年間で本補助金を使用したことのある団体は上限15万円、それ以外の団体は上限25万円

【申請期限】

令和6年1月31日

【問合せ先】

総務課 防災担当：立川・西山 電話：411-7004 FAX：324-5904

9 第20回統一地方選挙のご協力に対するお礼について

お 礼

日ごろから、各種選挙の執行に際し、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

4月9日(日)に行われた、このたびの第20回統一地方選挙につきましては格別な御協力を賜り、無事に選挙を執行することができました。重ねて、御礼申し上げます。引き続き、各種選挙事務への御理解御協力をどうぞよろしくお願いいたします。

【参考】(市会) 投票率 40.40% (平成27年：39.39%) ※前回平成31年は市会無投票
※神奈川区投票所別投票率一覧(別紙)

※資料提供は連長までです。

【問合せ先】

総務課 統計選挙係 担当：鈴木・水越 電話：411-7014 FAX：411-7018

10 神奈川区・横浜市保健活動推進員だよりについて

情報提供
掲出依頼

神奈川区保健活動推進員会では、さまざまな活動を通じて、区民の健康づくりを推進しています。

このたび、区における保健活動推進員の活動を周知するために会報を発行しました。

つきましては、4月の配送便にて各自治会町内会長様あてにお送りしますので、以下のとおりご対応をお願いいたします。

◇神奈川区保健活動推進員だより「あるく 11 号」

掲示板への掲出（表面のみ）をお願いいたします。

◇横浜市保健活動推進員だより「第 45 号」

各自治会・町内会長様あてに 1 部お送りします。

【問合せ先】

福祉保健課 健康づくり係 担当：中山・松田・齊藤 電話：411-7138 FAX：316-7877

11 令和 4 年度燃やすごみ量実績（速報値）について

情報提供

日頃から「ヨコハマ 3 R 夢プラン」の推進に御理解、御協力いただきありがとうございます。令和 4 年度の燃やすごみ量の速報値が出ましたので報告します。

今年度も引き続き、ごみの分別、3 R の取組に御協力をお願いします。

【燃やすごみ量】（R 4 年 4 月～R 5 年 3 月）

		R 4 年度	R 3 年度	差	率
総量(t)	横浜市	534,545	547,065	▲12,520	▲2.3%
	神奈川区	33,456	34,213	▲757	▲2.2%
原単位(g) (注)	横浜市	388	397	▲9	▲2.2%
	神奈川区	368	378	▲10	▲2.7%

(注) 原単位とは 1 人 1 日あたりのごみ量です。

※資料提供は連長までです。

【問合せ先】

地域振興課 資源化推進担当 担当：越尾・太田 電話：411-7091 FAX：323-2502

12 令和5年度「ヨコハマ3R夢・きれいなまちづくり」 神奈川区推進功労者の推薦について

推薦依頼

ごみの減量化、3Rの推進、街の美化の推進に功労のあった方々の日頃の活動に感謝の意を表するため、「ヨコハマ3R夢・きれいなまちづくり」神奈川区推進功労者を表彰します。

つきましては、該当する個人又は団体を御推薦いただきますようお願いいたします。
なお、表彰式は6月の区連定例会終了後に実施します。

◇推薦期限：令和5年5月18日（木）

◇提出先：地域振興課 資源化推進担当

※連長への推薦依頼です。

【問合せ先】

地域振興課 資源化推進担当 担当：越尾・太田 電話：411-7091 FAX：323-2502

13 地域防犯カメラ設置補助制度実施のお知らせについて

情報提供

地域における防犯活動の支援の一環として、防犯カメラを設置する際に費用の一部を補助する「地域防犯カメラ設置補助制度」を実施いたします。

つきましては、4月の配送便にて各自治会町内会長様あてに資料を1部お送りいたします。

【補助制度の概要】

◇申請書・申請の手引配付場所：区役所地域振興課または市民局ホームページ

◇申請書類提出期限：令和5年7月31日（月）

◇補助対象経費：防犯カメラ等購入費及び設置工事費、防犯カメラの設置を示す看板の設置費等

◇補助率：防犯カメラ1台ごとに補助対象経費の10分の9 ※上限額210,000円

【問合せ先】

地域振興課 防犯担当：佐藤・折笠・太田 電話：411-7095 FAX：323-2502

14 令和6年度自治会町内会館整備費補助について

情報提供

令和6年度に自治会町内会館の新築・購入・増築・耐震補強工事・修繕（補助対象経費100万円以上）を行う意向がある自治会町内会を対象に、あらかじめ審査を行った上で予算編成を行い、予算確定後、優先度の高い案件から予算の範囲内で補助申請を受け付ける自治会町内会を決定していきたいと考えています。

令和6年度に補助金を活用し、会館の整備を予定している自治会町内会については、まず、各区役所へお申し出をいただき、その後、必要書類のご提出をお願いします。

つきましては、4月の配送便にて各自治会町内会長様あてにリーフレットを1部お送りいたしますので、該当する自治会町内会はお早めに地域振興課までご相談ください。

【事前申請について】

◇申請期限：令和5年7月7日（金）

◇注意事項：書類調製に時間を要しますので、お早めにご相談ください。

ご相談に来庁される場合は、事前にお電話をお願いします。日程・時間帯を調整させていただきます。

【問合せ先】

地域振興課 担当：小川・段 電話：411-7086 FAX：323-2502

15 神奈川区スポーツ協会総会の開催について

出席依頼

神奈川区スポーツ協会の総会を次のとおり開催します。

各地区連合町内会長様には参与として、単位自治会町内会長様には賛助会員として、ご多忙とは存じますが、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

つきましては、4月の配送便にて各自治会町内会長様あてにご案内をお送りいたします。

【総会概要】

◇開催日時：令和5年5月22日（月）午後7時から

◇会場：神奈川区役所 本館5階 大会議室

【問合せ先】

地域振興課 スポーツ担当：宮本・小林 電話：411-7093 FAX：323-2502

16 消費生活情報「よこはまぐらしナビ」について

掲出依頼

横浜市消費生活総合センターにおいて毎月作成している、最新の消費者被害等の事例等をわかりやすくお伝えするチラシ「よこはまぐらしナビ」5月号について、4月の配送便にてお送りいたしますので、可能な範囲で掲示板への掲出をお願いいたします。

【問合せ先】

経済局 消費経済課 担当：本田・霜山 電話：671-2584 FAX：664-9533

GREEN×EXPO 2027 の周知に向けた 御協力について（依頼）

2027 年、横浜市で初の万博となる^{グリーン エクスポ ニーゼロニナナ}GREEN×EXPO 2027（2027 年国際園芸博覧会）が開催されます。GREEN×EXPO 2027 では、圧倒的な花と緑で来場者を魅了するとともに、グリーンイノベーションによる新しい社会の実現を横浜から発信する、世界的な万国博覧会を目指しています。

2027 年の開催に向けて、市民の皆さまと一緒に機運を高めていきたいと考えています。つきましては、**別添の広報チラシを自治会町内会の掲示板に掲出**いただき、市民の皆さまへの周知に御協力くださいますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

- 1 掲出場所について
自治会町内会掲示板

- 2 問合せ先について
GREEN×EXPO 2027 に関するお問い合わせは、
横浜市コールセンター：045-664-2525 もしくは下記担当までお願いします。

【参考：GREEN×EXPO 2027 の基本情報】

テーマ	幸せを創る明日の風景～Scenery of the Future for Happiness～
開催期間	2027 年 3 月 19 日（金曜日）～ 9 月 26 日（日曜日）
開催場所	旧上瀬谷通信施設（旭区・瀬谷区）
博覧会識別	A1（最上位）クラス 万国博覧会、かつ、世界最上位クラスの国際園芸博覧会として、開催します。
参加者数	1,500 万人（地域連携や ICT 活用などの多様な参加形態を含む） 有料来場者数：1,000 万人
博覧会区域	約 100ha（内、会場区域 80 ha）
開催者	公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会

★博覧会の最新情報は、以下ホームページでご確認いただけます。

<https://expo2027yokohama.or.jp/>

〈裏面あり〉

担当：都市整備局国際園芸博覧会推進課 河野、岩下
連絡先：671-4627
業務メール：tb-engeihaku@city.yokohama.jp

GREEN×EXPO 2027とは？

2027年に神奈川県横浜市(旧上瀬谷通信施設)で開催される国際園芸博覧会の略称です。「植物」、「花」、「緑」を総称し、「自然」、「環境にやさしい」という「GREEN」、国際的に共通する課題の解決に寄与する国際博覧会「EXPO」という語を掛け合わせ、これからの自然と人、社会の持続可能性を追求し、世界と共有する場であることを表現しました。日本では1990年の大阪花の万博以来37年ぶりとなる最上位(A1クラス)での開催で、BIE(博覧会国際事務局)認定の万博でもあります。



A1クラスの
国際園芸博覧会
37年ぶりの
日本開催

「GREEN×EXPO 2027」では、季節ごとに咲き誇る美しい花や緑に彩られた庭園を見たり、世界中の食・文化・ふれあいを五感で楽しんだり、最先端の園芸や農業の技術に触れるなど今までにない様々な世界を体感できます。そして、自然と人をつなげ、自然とともに生きる持続可能で多様な新しい暮らしのモデルを提案・共有します。

テーマ

幸せを創る明日の風景

Scenery of the Future for Happiness

風景を彩る庭園



農とのふれあい



五感で楽しむ世界の食体験



コンペティション



多彩な行事



多様な参加者との交流



開催概要・開催場所

開催場所

神奈川県横浜市(旧上瀬谷通信施設)
※旭区・瀬谷区に位置

開催期間

2027年3月19日(金)～9月26日(日)

博覧会区域

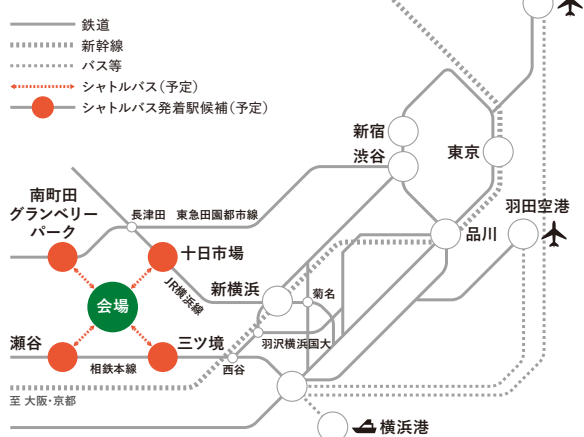
約100ha(内、会場区域 80ha)

Webサイトはこちら

<https://expo2027yokohama.or.jp/>



会場までのアクセス



令和 5 年 防災・減災推進研修＜基礎編＞のご案内

地域の防災活動を進めるうえで日頃の疑問や分からないことの解消に参考となる知識を学んでいただく研修です。積極的な受講をよろしくお願いいたします。

1 研修対象者

「町の防災組織」のメンバーの方（研修の成果を「町の防災組織」の活動につなげていただくため、お手数ですが、代表者の方からご推薦をお願いします。）

※各組織から 2名 まで推薦可能です。
※家庭防災員や防災ライセンス講習会を、受講された方も推薦可能です。
※推薦は任意です。

【受講者の声】

😊 こちらの研修を受けて防災に興味をもち、今では防災マニアになりました。



2 研修内容（集合）

（１）「防災・減災推進研修＜基礎編＞」研修カリキュラム

13:00 ～ 14:15	【講義】 「町の防災組織について知ろう」 「関東大震災を振り返りながら、現在の横浜市の防災対策について知ろう」	○「町の防災組織」の役割や地域との連携について学びます。 ○今年で関東大震災から 100 年を迎え、災害を振り返りながら現在の横浜市の防災対策や自助・共助について学びます。
14:25 ～ 17:00	【グループワーク】 「地域の特性を踏まえた事前の備えを考えよう」	○発災後、経過時間ごとに、自分のすべき行動、地域で何をすべきか等、議論します。

※開催日時によって一部カリキュラムの順番が異なります。

（２）開催日時

【時間】 13：00～17：00

日程	場所	定員
7月1日（土）	横浜市民防災センター（横浜駅）	70名
7月3日（月）	横浜市民防災センター（横浜駅）	70名
7月15日（土）	保土ケ谷公会堂（星川駅）	70名
7月19日（水）	横浜市民防災センター（横浜駅）	70名
7月29日（土）	青葉区役所（市が尾駅）	60名
8月5日（土）	戸塚区役所（戸塚駅）	60名

3 申し込み方法

「防災・減災推進研修＜基礎編＞」推薦書に、必要事項をご記入のうえ、郵送、FAXまたは電子メールにて、6月5日（月）まで（必着）に、以下の宛先にお申し込みください。

申し込みの受付や受講者決定通知の送付等は、イマジネーション株式会社に委託しています。

◆「防災・減災推進研修＜基礎編＞」推薦書（別紙1）

【宛先】イマジネーション株式会社

○郵送：〒231-8799 横浜港郵便局留 イマジネーション株式会社宛

○FAX：045-845-5500

○電子メール：yokohama-bousai@imagination.co.jp

4 受講者の決定

6月中旬～下旬ごろまでに、受講決定の通知を、受講者あてにお送りいたします。

※希望者が、定員を超えた場合、「各区の受講者数のバランスや過年度の受講状況」などを考慮し、受講者を決定させていただきますのでご了承ください。

5 自宅学習編のご案内（よこはま防災 e-パーク 地域防災コース）

WEB サイトで横浜市が指定する動画等を視聴し、修了証の発行を希望される方は「防災・減災推進研修＜基礎編＞」を受講したものとします。下記二次元コードまたは URL より指定のサイトにアクセスしていただくことで、動画の視聴から修了証の発行までご受講いただけます。是非、こちらもご活用ください。

◆研修受講はコチラ

右記ホームページの基礎編（自宅学習編）から、

【研修受講用サイト】に進みます。

サイト内の「地域防災コース」からログインしていただき、ご受講ください。

横浜市 防災・減災推進研修 検索



なお、昨年度と同様に DVD 等動画視聴の方法でご受講いただいた方で、修了証発行を希望される場合には、お手数ですが「修了証発行申請書」（別紙2）を総務局地域防災課まで送付ください。

申請書受付期間：令和5年6月5日（月）から令和6年3月20日（水）まで

6 お問い合わせ

研修の申し込み方法等について（申し込みの受付業務を以下に委託しています）

担当：イマジネーション株式会社 電話：045-330-4705

研修の内容や自宅学習編の申し込み方法等について

担当：横浜市総務局地域防災課（長谷川、鈴江） 電話：045-671-3456

7 その他

※当日午前8時の時点で「警報」または「特別警報」が横浜市域に発令されている場合や悪天候等の理由により中止することがあります。当日中止と判断した場合には、当日午前8時以降に横浜市ホームページにてご案内いたします。PC・スマートフォン等をお持ちでない方は、横浜市コールセンターまで御連絡下さい。

＜研修に関するホームページはこちら＞

横浜市 防災・減災推進研修

検索

＜横浜市コールセンター＞ 045-664-2525（平日・土日祝日いずれも 8：00～21：00）

年 月 日

イマジネーション株式会社 行

自治会・町内会等団体名 _____

代表者名 _____

住 所 〒 _____

電 話 _____

「防災・減災推進研修＜基礎編＞」推薦書

令和5年の「防災・減災推進研修＜基礎編＞」受講者として、次の方を推薦します。

氏名	住所	電話番号
	〒	
	〒	

- ・各組織から2名まで推薦することができます。
- ・氏名は楷書で、ふりがなを付け、住所は棟室番号までご記入ください。
- ・**6月5日（月）まで（必着）**にご送付ください。

【受講希望日】受講可能日（太枠）に○をつけてください。

※日程調整の都合上、できる限り多くの日程に○のご記入をお願いします。

実施日	【第1回】 7月1日（土） 13:00～17:00	【第2回】 7月3日（月） 13:00～17:00	【第3回】 7月15日（土） 13:00～17:00	【第4回】 7月19日（水） 13:00～17:00
場所	横浜市民防災センター	横浜市民防災センター	保土ケ谷公会堂	横浜市民防災センター
受講可能日				
実施日	【第5回】 7月29日（土） 13:00～17:00	【第6回】 8月5日（土） 13:00～17:00		
場所	青葉区役所	戸塚区役所		
受講可能日				

（お住まいの地域の類型）あてはまる類型に○をしてください。

	① 戸建て中心
	② マンション等の集合住宅中心
	③ 戸建てと集合住宅が半々混在

※グループワークの際に、グループ分けするために使用させていただきます。

研修の申込みにあたり収集する氏名、電話番号、住所の個人情報は「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い、適正に管理し、決定通知の送付、研修の中止等、事務局から連絡の必要が生じた場合にのみ利用します。

【宛先】イマジネーション株式会社

○郵送：〒231-8799 横浜港郵便局留 イマジネーション株式会社宛

○FAX：045-845-5500

○電子メール：yokohama-bousai@imagination.co.jp

令和 年 月 日

総務局地域防災課 行

自治会・町内会等団体名 _____

代表者名 _____

住 所 _____

電 話 _____

「防災・減災推進研修＜基礎編＞」修了証発行申請書

次の方は指定された防災動画を閲覧しました。「防災・減災推進研修＜基礎編＞」の修了証の発行を申請します。

氏名	住所	電話番号
	〒	

動画名（収録時間）	閲覧完了
防災よこはま（約24分）	
新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害時の避難（約5分）	
風水害への備え：マイ・タイムラインの作成（約17分）	
地震への備え：家具転倒防止・感震ブレーカー（約8分）	
町の防災組織の取り組み（約17分）	
マンションの防災対策について（約14分）	

※すべての動画を閲覧していただくことが修了証発行の条件となります。

※それぞれの動画について、閲覧完了欄にチェックをお願いします。

※組織内で取りまとめてご提出される場合は、本紙の氏名欄に「裏面のとおり」と記載し、裏面に希望者全員分の「氏名」・「住所」・「電話番号」をご記入のうえご提出ください。

閲覧した動画に
チェック（✓）

【動画の案内】下記横浜市ホームページの掲載動画より閲覧をお願いします。

ウェブサイトURL

横浜市 防災・減災推進研修

検索

二次元コード



【備考】

修了証発行の申込みにあたり収集する氏名、住所、電話番号の個人情報は「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い、適正に管理し、修了証の送付や研修のご案内等、事務局から連絡の必要が生じた場合にのみ利用します。

修了証には、【防災よこはま】及び【ヨコハマの「減災」アイデア集】等、地域防災活動を推進していただくうえで、参考となる資料を同封する予定です。また、申請書提出から修了証発行までに、数週間から数か月程度お時間をいただく場合がございます。あらかじめご了承ください。

申請書送付先・問い合わせ先

※申請書はメール、FAX、郵送いずれかで送付してください。

総務局地域防災課（長谷川・鈴江）

TEL：045-671-3456 FAX：045-641-1677

メール：so-gensai@city.yokohama.jp

住所：〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 10階

取りまとめ用紙

[illegible]

令和 5 年 防災・減災推進研修＜支援編＞のご案内

地震火災や風水害の備えなど地域特性に応じた防災活動について、アドバイザーを派遣して支援する研修です。是非お申込みください。

1 実施方法

- (1) 対象・・・・・・自治会・町内会、マンション管理組合等
- (2) 日数・・・・・・1 地域につき、1 日 1 時間半～3 時間程度
- (3) 日時・・・・・・日程については地域の方と調整させていただきます。
- (4) 場所・・・・・・原則、アドバイザーが地域に伺いますが、研修場所の確保をお願いします。

2 研修内容について

下記②～⑤の中から最大 3 つまで選択し、①と希望されたプログラム及び所要時間を基に内容を決定します。支援編お申込み後に、具体的な研修内容をアドバイザーと調整させていただきます。

研修プログラム（全団体共通）	所要時間
① 地域における被害想定 / 基本的な災害への備え（自助・共助の取組）	30 分
研修プログラム（自由選択）	所要時間
② 風水害への備え（マイ・タイムラインの作成支援等）	30 分～60 分
③ 地震火災への備え（地震火災の危険性、感震ブレーカー設置助成 等）	30 分～60 分
④ マンション防災	60 分
⑤ グループワーク（災害時のケーススタディー、地域の危険性の把握 等）	60 分

3 申し込み要件

- 複数(5人以上)の研修参加者を確保することができる
- 研修実施場所を確保することができる

4 お申し込み・お問い合わせ

別紙申請書に必要事項のご記入のうえ、郵送、FAXまたは電子メールにて 6月5日（月）まで（必着） に以下へお申し込みください。また、支援編の申込に関するご相談も下記担当までご連絡ください。

【申 込 先】郵送：〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 10階 長谷川・鈴江宛
FAX：045-641-1677
メール：so-gensai@city.yokohama.jp
※電話でのお申し込みは受付しておりません。

【問合せ先】総務局地域防災課 長谷川・鈴江（TEL：045-671-3456）※問合せはメールも可

5 研修受講の決定

研修受講の決定を、アドバイザーから申請者あてに 7月中旬頃 お伝えします。研修内容については申請者宛に調整させていただきます。また、申込状況や気象警報の発令等により、研修日を再調整することがあります。

希望する地域が多数の場合、今年度の派遣を見送りさせていただくことがありますので予めご了承ください。
※新型コロナウイルス感染症対策について、国等の方針に基づき、研修開催時に感染症対策の実施をお願いする可能性があります。

総務局地域防災課 行

自治会・町内会等団体名 _____

申請者名 _____

住 所 _____

電 話 _____

メールアドレス _____

防 災 ・ 減 災 推 進 研 修 < 支 援 編 > 申 請 書

令和5年防災・減災推進研修<支援編>について申請します。

地域の状況

【住居形態】 ☐戸建て ☐共同住宅 ☐混在【防災活動状況】 ☐防災活動を実施している ☐実施していない

実施している場合の活動例 (_____)

【防災組織体制】 ☐構築されている ☐構築されていない

研修プログラム ②～⑤で希望するものにチェックしてください(3つまで選択可)。

プログラム	所要時間	☒
① 地域における被害想定 / 基本的な災害への備え (自助・共助の取組)	30分	☒
② 風水害への備え (マイ・タイムラインの作成支援等)	30分～60分	☐
③ 地震火災への備え (地震火災の危険性、感震ブレーカー設置助成 等)	30分～60分	☐
④ マンション防災	60分	☐
⑤ グループワーク (災害時のケーススタディー、地域の防災マップ作成 等)	60分	☐

希望日

第1希望 (_____) 第2希望 (_____) 第3希望 (_____)

※派遣期間は令和5年8月7日～令和6年3月31日です。可能な限り、複数の希望日をご記入ください。

※申込状況をふまえて派遣日を調整させていただきます。

希望時間 ☐1時間～1時間半 ☐2時間～2時間半 ☐3時間

※①を含め、希望するプログラムの最大所要時間を確保するようにお願いします。

実施場所 (_____)

※実施場所の確保をお願いします。また、可能な限り住所や施設名(例:●●自治会館)もご記入ください。

参加者数 (_____) 人 ※原則5名以上の参加をお願いします。

自由記入欄 (地域で困っていることなど、自由にご記入下さい。)

同意事項 (右の□にレ点チェックをしてください。)

申し込みにあたって、派遣日及び研修内容の調整をするために、氏名や連絡先など申請書に記載した情報を、研修アドバイザーへ提供することに同意します。



研修の申込みにあたり収集する氏名、電話番号、住所等の個人情報は「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い、適正に管理し、研修内容の調整や研修の中止等、連絡の必要が生じた場合にのみ利用します。

必ず折り線に沿って
折り込みをして下さい。

↓ 折り線①

2 3 1 8 7 9 0
0 0 3



横浜市中区北仲通四丁目40
商工中金横浜ビル5階
一般社団法人
横浜市建築士事務所協会
行

↑ 折り線③

↓ 折り線④

↑ 折り線②

最後にセロテープで「こ」をしっかりと止めてください。

令和5年度
年間
300件

＼ 横浜市からのお知らせ ／



家具転倒防止器具の 取付けを代行します！



申込
期間

令和5年5月1日～令和6年1月31日



～横浜市家具転倒防止対策助成事業(令和5年度)～

横浜市では、家具転倒防止対策の取組を支援するため
転倒防止器具の取付けを無料代行します。
(器具代は申請者のご負担となります。)

対象

同居者全員が、下記の①～⑥のいずれかであること

- | | |
|------------------------|---|
| ① 65歳以上 | ⑤ 介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている |
| ② 身体障害者手帳の交付を受けている | ⑥ 中学生以下 |
| ③ 愛の手帳(療育手帳)の交付を受けている | ※「中学を卒業した方」から「64歳以下の方」がいる世帯については②～⑤に該当しない限り、制度対象となりません。 |
| ④ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている | |

注意事項等

- | | |
|--|--|
| ● 事前調査及び取り付け作業は一般社団法人横浜市建築士事務所協会が実施します。 | ● 取付代行できる家具は2つまでとします。 |
| ● 取付員は作業に必要な器材を持参するため、車で訪問します。 | ● 器具はご自身で用意していただく他、一般社団法人横浜市建築士事務所協会にて用意することもできます。 |
| ● 調査・作業時は、申請者の立会いをお願いします。 | ※ご自身でご用意いただいた転倒防止器具は取り付けできないことがありますので、事前に確認の上、ご用意ください。 |
| ● 初回訪問時に対象世帯であることを書類で確認するため、生年月日が分かる書類・障害者手帳・介護保険証等をご用意ください。(写しの提出は不要です) | ● 過去にこの事業を利用して取り付けされた方は、再度お申し込みできません。 |

相談窓口（横浜市が下記の事業者に運営を委託しています）

一般社団法人横浜市建築士事務所協会 ●受付時間:平日10時～16時

電話

045-662-2711

FAX

045-662-8981

申込方法

郵送

本紙付属の申請書を記入し、郵送で申し込みます。

※記入漏れがないか必ず確認してください。
※記入を終えたら、チラシから切り取り申請書裏面の折り線に沿って封筒の形に折ります。

最後にセロテープでしっかり止めて、郵便ポストへ投函してください。

電子申請

横浜市ホームページを検索、または下記のQRコードから申込フォームにアクセスし、必要事項を入力します。

横浜市 家具転倒防止対策

検索

●電子申請QRコード



申請書が追加で必要な場合

一般社団法人横浜市建築士事務所協会 TEL:045-662-2711 へお電話ください。
申請書を送付します。内容を記入の上、ご返送ください。

●受付時間：平日10時～16時
※8月14日から16日及び年末年始を除く。

取付けまでの流れ ※お申込みから取付までお時間がかかる場合があります。

申込

① 本紙付属の申請書を郵送、または ② 電子申請にてお申込みください。

利用可否 決定

- ▽ 申込内容をもとに、横浜市が利用可否を決定します。
- ▽ 利用決定後、「利用決定通知書」を郵送でお届けします。
- ▽ 対象世帯でない場合は「利用却下通知書」が届きます。

訪問日の 日程調整

- ▽ 「利用決定通知書」が届いた後、一般社団法人横浜市建築士事務所協会の担当取付員から調査訪問日の日程調整のお電話をいたします。

調査訪問

- ▽ 訪問した担当取付員が対象世帯であることを確認します。
- ▽ 家屋状態を確認し、ご相談の上、取付家具と転倒防止器具を決めます。
- ▽ 器具購入のご相談も承ります。

取付訪問

- ▽ 決めた家具に転倒防止器具を取り付けします。
- ▽ 器具購入を依頼された場合は、器具代金をお支払ください。



第1号様式の2（第4条）

（整理番号）_____

____年____月____日

家具転倒防止器具取付申請書

（申請先）横浜市長

横浜市家具転倒防止対策助成事業について、下記の同意事項に同意し、家具転倒防止器具の取付けを申請します。

フリガナ	
申請者	
世帯人数	_____人（下記項目のうち、該当するもの <u>全て</u> に☑をつけてください） 同居者全員がいずれかに該当しています。 ☐ 65 歳以上 ☐ 身体障害者手帳等の交付を受けている ☐ 愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている ☐ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている ☐ 介護保険法による要介護者又は要支援者の認定を受けている ☐ 中学生以下
住所	〒_____ 横浜市
電話番号	
家屋状況	持家 ・ 借家 （どちらかに○をつけてください）
【注意事項等】 ●事前調査及び取付作業の際は、立会いをお願いします。（後日、電話で日時調整します。） ●事前調査時に、事業対象者の確認を行います。生年月日が分かる書類、障害者手帳、介護保険証等をご用意ください。 ●ご自身でご用意いただいた転倒防止器具は取付できないことがあります。 ●取付代行できる家具は2つまでとします。 【同意事項】 ● ①取付後の家具や家屋に関する損害賠償、②取付後に発生した地震等の災害で家具等が転倒し負傷又は死亡した場合において、市、取付事業者及び当該住宅等の所有者に対する損害賠償を請求しません。 ● 取付後の家具等の移動及び転倒防止器具の取外しは、自己の責任で行います。	

切り取り線

水道局関係者を装った

注意

不審な訪問や電話、メールに

ご注意ください



水道局では、次のようなことはしていません

依頼していない
水質検査や配管などの調査

浄水器などの
訪問販売、レンタル、あっせん

家の中の水道管の修理や
調査、高額な作業代金の請求

Eメールでの
料金未払いのお知らせ

不審な点があれば
水道局お客さまサービスセンター はちよんなな 045-847-6262
おかけ間違いのないようご注意ください



横浜市水道局 HP 『横浜市水道局 不審者』で検索

横浜市水道局からのお知らせ

水道に関することで訪問があった場合は、必ず身分証の提示を求めてください



水道局の職員や委託事業者などの水道局関係者を装い、水道局から指示や依頼を受けていると言って、ご自宅へ訪問する不審者や、不審な電話、不審なメールが送られてきたという情報が多数寄せられています。

不審な電話の後、水質検査をすると訪問があり、検査後に「水質が良くない」と言われ、水道管の洗浄を勧められたため洗浄をしてもらったところ、高額な請求をされた事例も発生しています。

何か不審な点がある場合には、家の中に入れたり、すぐに契約や金銭の支払い等はせず、水道局お客さまサービスセンターへご連絡ください。不審なメールが届いた場合には、メールを開かずに削除してください。

水道に関する問合せは、
24時間365日いつでも

水道局お客さま
サービスセンターへ

水道料金のお支払いには口座振替・
クレジットカード払いをご利用ください

はちよんなな

tel 045-847-6262

fax 045-848-4281

おかけ間違いのないようご注意ください

初期消火器具設置費用の一部補助について

消防局では、自治会町内会が初期消火器具を設置・更新（器材全て又は一部）する費用の一部を補助する事業を行っており、この度、補助金交付申請の受付を開始します。

1 申請要件

下記3つに当てはまる単一の自治会町内会が対象となります。

- (1) 地域に消火栓がある。
- (2) 家屋が密集し、火災が発生した場合に延焼拡大のおそれがある。
- (3) 定期的に訓練を実施できる。

2 申請方法

- (1) 受付期間：令和5年4月3日（月）～9月29日（金）
 - (2) 申請方法：申請書に必要事項を記入の上、最寄りの消防署に御提出をお願いします。
- ※ 申請書は横浜市ウェブサイトからダウンロード、または最寄りの消防署でお渡しします。



「横浜市 初期消火器具」で検索

3 補助の対象経費

- (1) 初期消火器具の新規設置及び器材全ての更新設置の場合
初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の2/3に相当する額とし、1件あたり20万円を上限とします。
- (2) 初期消火器具の一部更新設置の場合
消防用ホースなど器材の一部の更新や、自治会町内会が所有している初期消火箱の新たな器材（スタンドパイプ・台車）への更新経費（税込金額）の2/3に相当する額とし、1件あたり7万円を上限とします。

※ 申請要件や書類等のお問合せは、神奈川消防署へご連絡ください。

初期消火器具とは？

初期消火器具には、初期消火箱（固定式）とスタンドパイプ式初期消火器具（可搬式）の2種類があり、消防車が進入できない道路狭隘地域等においても、市民の皆さまが消火栓にホースを直接接続し、有効な初期消火活動を行うことができる消火器具です。特にスタンドパイプ式初期消火器具は機動性に優れ、容易に取り扱うことができます。



初期消火箱（固定式）



スタンドパイプ式
初期消火器具(可搬式)

神奈川消防署総務・予防係
予防係 長崎、青柳、皆川
電話：045 - 316-0119

「よこはま防災 e-パーク」の創設について

時間や場所にとらわれることなく、ウェブサイト上で動画等のコンテンツにより防災を学べる「よこはま防災 e-パーク」について、市民利用を開始します。

1 利用開始日

令和5年4月12日（水）

2 よこはま防災 e-パークの概要

(1) 目的

防火、防災、救急に関する知識を学び、市民一人ひとりがいざという時への備えを進めていただくことを目的としています。

(2) 学習方法

ウェブサイト上から自由に学習。

(3) 内容

「一般」、「子ども」、「地域防災」、「事業所」の4つのコースから御自身にあったコースを選択し、動画や確認テストを中心に学習することができます。

(4) 実技講習

「一般コース」の修了者のうち希望者に対して実技講習を開催します。

ア 実施場所：横浜市民防災センター（神奈川区沢渡4-7）

イ 実施時期：6月から月に1から2回程度実施

ウ 予約方法：一般コース終了後、ウェブサイト上（よこはま防災 e-パーク内）から予約

エ 主な内容：消火器の取扱い方法、AEDの取扱い方法、水災害体験 など

3 御依頼事項

「よこはま防災 e-パーク」について、別添のチラシ（掲示板掲出用）等を活用し、自治会・町内会の皆様へお知らせいただくようお願いいたします。

また、自治会・町内会で行う防災研修等の機会に「よこはま防災 e-パーク」の動画等のコンテンツを是非ご活用ください。

なお、「よこはま防災 e-パーク」をさらに利用しやすいウェブサイトにするため、利用者の方に対してアンケートを実施します。ウェブサイト上からアンケートに回答いただけますので、御協力をお願い致します。

神奈川消防署総務・予防係
予防係 長崎、青柳、吉原
電話：045 - 316-0119

いつでも・どこでも・身近に防災を学ぼう！

よこはま 防災e-パーク

ウェブサイト上で時間や場所にとらわれることなく、災害に備える知識を身近に学ぶことができます。

風水害の備え
地震対策
火災予防
応急手当

令和5年4月利用開始！

1 一般・子ども・地域防災・事業所
4つのコースから自由に学習！

なるほど！



2 動画や確認テストなど充実した
コンテンツにより効果的に学習！

充実！



3 修了証の発行及びご自身の受講状況の
確認が可能！



4 知識だけでなく、技術を習得したい方を
対象に実技講習を開催！



横浜市消防局予防部予防課
TEL : 045-334-6406
E-mail: sy-yobo@city.yokohama.jp

よこはま防災e-パーク



令和5年度 神奈川区 共助推進事業補助金



◆補助の内容◆

町の防災組織(自治会・町内会)が実施する防災啓発を目的とした講演会、防災施設見学又は防災資機材等の購入にかかる費用のうち、補助の対象となる費用の3分の2※を補助します！

※過去3年間で本補助金を使用したことのある団体は上限15万円、それ以外の団体は上限25万円

◆補助の対象◆

講演会等の費用



会場施設の賃借料や外部講師等による委託費用が対象になります！

防災マップ作製費用

自治会・町内会の防災マップの作成費が対象になります！



バスの借り上げ

防災施設見学等のマイクロバスの賃借料が対象になります！

防災資機材の購入費用

発電機やデジタル無線機、ポータブル電源などが対象になります！

◆補助の対象にならないもの◆

書庫や物品を収納することを目的とするもの、食料・水、リース契約費用、ガソリンや乾電池等の消耗品など



講演会や防災マップ作製などの企画・立案のご相談も可能です！お困りな点があれば裏面の担当までご連絡ください！

申込み方法は裏面をご覧ください！

◆申請方法◆

【受付窓口】

神奈川区役所本館5階501窓口（防災担当）、郵送又は電子申請システム※で受付できます。

※『神奈川区 共助推進事業補助金 電子申請システム』で検索

【申請書】

窓口で配布又は神奈川区HPにてダウンロードできます。

【申請期間】

令和5年4月1日～令和6年1月31日

【対象】

町の防災組織（自治会・町内会等）かつ令和5年度町の防災組織活動費補助金交付申請を行っている団体

◆申請の流れ（予定）◆

【申請者】

申請書・見積書の提出
※令和6年1月31日まで

交付決定通知を確認後、物品等を購入し、同封の実績報告書・領収書等の提出

※必ず交付決定通知を受けてから物品等の購入をしてください！なお、購入については令和6年2月中までに済ませてください。

補助金額確定通知を確認後、同封の補助金請求書・訓練報告書の提出

※補助金請求書は速やかにご提出をお願いします。提出がない場合、補助金のお支払いができません。また、訓練報告書は令和6年3月31日までに提出をお願いします。

入金確認

【区役所】

申請書を審査し、交付決定通知を送付

※審査から交付決定通知を送付するまで約2～3週間程度かかります。

実績報告書を審査し、補助金額確定通知を送付

※審査から補助金確定通知を送付するまで約2～3週間程度かかります。

補助金のお支払い

※請求書の提出から補助金のお支払いまで約1ヶ月程度かかります。

ご不明点がありましたらお気軽にご相談ください！

【お問合せ・申請先】

神奈川区役所総務課（防災担当）

〒221-0824 神奈川区広台太田町3-8本館5階501窓口

電話：045-411-7004 FAX：045-324-5904

自治会・町内会長 各位

神奈川区保健活動推進員会事務局

神奈川区・横浜市保健活動推進員会だよりについて（依頼）

清和の候 ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

日ごろから、保健活動推進員事業及び区行政に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

神奈川区保健活動推進員会では、『地域の健康づくり』を主要テーマとして、各地区でウォーキングや健康チェックなどの活動を行っています。

このたび、保健活動推進員の活動紹介や、区民の健康に役立つ情報を提供することを目的に会報を発行しました。神奈川区保健活動推進員会が作成したものと、横浜市保健活動推進員会が作成した2種類の会報がありますので、以下のとおりご対応をお願いいたします。

内容		依頼事項
1	神奈川区保健活動推進員会だより 「あるく 第11号」	掲示板への掲出（ <u>表面のみ</u> ）をお願いします
2	横浜市保健活動推進員だより 「第45号」	各自治会・町内会長あて1部 (配付のみ)

【問合せ先】

神奈川区保健活動推進員会事務局

（神奈川区役所 福祉保健課 健康づくり係）

担当：中山、松田、齊藤

電話：045-411-7138、FAX：045-316-7877

あるく



VOL.11

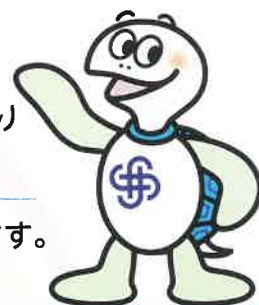
令和5年3月発行

神奈川区マスコットキャラクター
かめ太郎

各地区で保健活動推進員が活動をしていることをご存知ですか？

保健活動推進員は、各自治会から推薦され、地域のみなさんが元気に健康づくりができるお手伝いをするために、横浜市長から委嘱を受け活動している市民です。

区福祉保健センターと協力しながら、生活習慣病予防に関する講座など、健康づくりのために様々な活動をしています。



神奈川区では、21 地区 192 人の保健活動推進員が活躍しています。
(令和5年3月現在)



With コロナ の お約束

感染を防ぐためのポイント



手洗い



必要な場面でのマスク着用



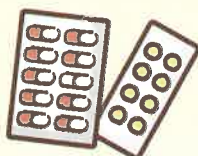
早めの予防接種

その他、常備しておくといもの

新型コロナ
検査キット



常用している薬



日持ちする食料
(5～7日分)



体温計



新しいお約束は中面へ！

新しいお約束

マスク着用は個人の判断が基準となります。
ただし場合によっては、いくつか注意をしましょう。



混雑した電車やバスでの中気を付けること



受診時や医療機関・高齢者施設などを訪問する時に気を付けること



お家で気を付けること

①マスクをつける

②人との距離をとる

③お話は小さな声です

④いろいろなところを触らない

⑤手洗い・うがいをする

⑥熱を測る

⑦よく寝る



手洗いチェッカーご存知ですか？

専用ローションを手についた汚れに見立てて、特殊ライトの下で光らせます。きちんと洗えていない部分が光るので、適切な手洗いができているかを確認できます。保健活動推進員が地域の集まりの場で、体験会を実施しています！

各地区での活動を紹介します



今回の号では21地区のうち10地区について掲載しています。



青木第一地区

なかよし会への健康チェックは民生委員とのコラボで年1回行っています。コロナで中止が続き3年ぶりに会員の方々に会えました。体操をしてチェック項目もへらし時間も短くして行いました。

来年はマスクなしで会える事を皆様と話し、とても楽しい1日でした。



青木第二地区

例年は、地域の盆踊りで血管年齢、握力測定などしたり、ウォーキングをしたりしています。

令和4年度は、コロナと暑さの中、安全にウォーキングを行うよう、コースなど工夫しました。30人全員が無事戻り、運動不足の解消にも役立ち、喜ばれました。



三ツ沢地区

毎月第3木曜日にウォーキングを開催し、コースは毎回違います。

9月15日は、桜木町駅からみなとみらい方面までウォーキングしました。山下公園では、キラキラ輝く海を眺めながらゴールのマリンタワーまで歩き、楽しい気持ちのよい時間を過ごせました。



神北地区

神北地区は、働いている方もいることもあり19時から定例会を年6回程開催しています。

町会のカフェで、出張血流測定を実施したり、ウォーキング講習に参加したりと会員同士で健康に関する情報交換の場として活動しています。



神大寺地区

神大寺地区では神大寺地区センターを拠点とし、毎月「健康体操」を実施していました。このコロナ禍では、一般の方の募集は控え、メンバーのみでの学習がメインとなりましたが、この2年間で唯一行えた一般参加ありのイベントが屋外での「ノルディックウォーキング」です。普段中々触れることのない専用のスティックを使ったスポーツ要素のあるウォーキングは、大変好評でした。

今後も地域の方を交え、できることをやっていきたいと思います。



六角橋地区

私たちの定例活動として毎月ウォーキングを行っています。10月は、友町公園からみなとみらいのハンマーヘッドまで歩きました。

絶好のお天気日とで心地よい秋風の中、皆と楽しく語らい、眩しく水面が光る港を眺めながらのウォーキングはまた最高です。



菅田地区

菅田地区では月2回、健康運動指導士の先生を招いて転倒防止教室を開いています。コロナ禍でも施設封鎖期間を除き開催できました。

毎回15～20名の方が楽しく体操をしています。事業開始から20年、これからも続けていきます。



片倉地区

毎月第3水曜日に活動しています。今は遠出をせず参加者も少ないですが、私たちの体力づくりと保健活動推進員の宣伝を兼ねて歩いています。

写真は10月に中央公園やうさぎ山を歩きました。

3月は小さな春を探しに、地下鉄に乗って新羽西方寺まで行きます。



三枚地区

毎月第4土曜日に片倉三枚地域ケアプラザ近くの公園からうさぎ山公園や、新横浜公園までウォーキングを実施しています。

7月には三溪園まで足を延ばし蓮を鑑賞してきました。冬にはいちご狩りを企画しています。

写真は11月のグランドゴルフ開始前検温の様子です。



羽沢地区

「夏の体操講座」まだコロナ禍ですがパワー促進にと開催。生活の動作に簡単に取り入れられる体操を教えて頂き、良かった楽しかったとの感想でした。

この写真は、3年ぶりの福祉まつり、感染対策の上健康チェックを行いました。

やはり血流チェックが、人気です。



区全体研修会

11月18日(金) 神奈川公会堂において感染対策を行いながら、「知っておきたい認知症 知って防ごう認知症」をテーマに、健康運動指導士の高垣先生、新井保健師の講演が行われました。

新井保健師には認知症とは脳の病気であり症状や予防のための生活習慣のポイント(1運動、2食事、3お口の健康、4決め手は社会参加)などを教えていただきました。

また高垣先生には、楽しく覚えやすい運動に脳活を合わせたトレーニングを実践しながら教えて頂きました。各地域にて学んだ事がいかせられたらと思います。



区民まつり

10月9日(日) 反町公園にて、区民まつりが行われました。保健活動推進員もブースを設け保健活動推進員に対する周知活動を行いました。パンフレットの配布やアンケートをいたしました。参加される方も多く配布物のセットも間に合わないぐらいに多くの方の来場に嬉しい悲鳴でした。

例年通りであれば、血流測定を行っていたのですがコロナ対策のためできませんでした。「今年はなぜしないの?」とおっしゃっている方もおられ、リピーターも多く楽しみにされていた方もいらっしゃるようでした。

来年は通常通りにできたらと思います。



健康チェック

自分の健康について考えたことがありますか?
保活ではこんな機器を用いて各地区で活動しています。



足指力測定器

足指・足裏筋力は、体のバランスを保ち、安定した歩行をするために重要な役割を担っています。さらに、足指の運動機能は足全体の機能と関係しています。

BCチェッカー

末梢の血液循環の状態を測定し、同年代と比較して血管の状態を表します。

*血管は動脈硬化により、年齢と共に弾力性や柔軟性が失われます。



研修で機器の取り扱いについて学び、会長会の中でグループワークをして健康チェックのやり方について共有しています。
来年は各地区で実施したいです!



編集 後記

新型コロナウイルス発生のニュースが世の中を揺るがして、早3年。久々に神奈川公会堂で、全体研修会が行われました。講演では、認知症予防の決め手は「社会参加」を生活習慣に取り入れることを学びました。今年度は、ウォーキング等のイベントが少しずつ開催され、区民の皆さんが活動できる機会が増えてきました。来年度はより活発に活動できるよう努めてまいりたいと思います。最後までお読みいただき、ありがとうございました。

次号も暖かく見守っていただけると嬉しいです。



保健活動推進員だより

第45号
令和5年2月28日

編集・発行：横浜市保健活動推進員会（事務局：横浜市健康福祉局保健事業課）
横浜市中区本町6-50-10 TEL.045-671-2454 FAX.045-663-4469

市長あいさつ

保健活動推進員の皆様には、日頃から地域の健康づくりの推進役としてご活躍くださり、心より感謝申し上げます。

コロナ禍においても、保健活動推進員の皆様には感染予防対策を施しながら地域における健康づくり活動を継続していただいております。日々の活動においては、まだまだ大変な場面も多いかと思いますが、そのような中でも、皆様にはこれまでの経験を生かしながら、様々な工夫を凝らした活動をしていただいております。大変心強く思います。

横浜市の健康づくりには、保健活動推進員の皆様のお力が欠かせません。引き続き、ご自身の健康を大切にしながら、地域の健康づくりの推進役としてより一層のご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。



横浜市長

山中竹春

保健活動推進員会の状況（令和4年4月1日現在）

◎会長 ○副会長 ●会計

区名	地区数	推進員数	区会長名	区名	地区数	推進員数	区会長名
鶴見	18	309	増子 眞智子	金沢	14	237	森田 逸子
神奈川	21	190	武田 勇藏	港北	13	427	大森 幹雄
西	7	96	渡辺 正枝	緑	11	203	原田 ますみ
中	11	112	清水 綾子	青葉	16	255	越井 太郎
南	16	277	○中村 雅一	都筑	14	145	●大野 和子
港南	15	169	石川 正二	戸塚	18	231	落合 清子
保土ヶ谷	22	227	○久保 進	栄	7	88	石井 繁晴
旭	19	338	齊藤 由紀子	泉	12	192	武関 いと子
磯子	9	170	◎蟹澤 多美江	瀬谷	12	166	安田 智子
				合計	255	3,832	

全体研修会の報告

令和4年11月15日（火）に横浜市保健活動推進員全体研修会を開催しました。今回は初のWeb配信での開催で、横浜市中心の健康相談センター精神科医師による「こころの健康を保つために～withコロナ～」というテーマの講演があり、300人を超える推進員が参加しました。



ストレスに気づいて対処していくために役立つ知識や、良好な人間関係を維持するコミュニケーションにおける技法、そして日々心掛けたい生活習慣について学び、こころの健康についての理解を深めました。学んだことを私たち自身の日常生活に取り入れつつ、保健活動推進員として周囲とも共有して、地域の健康づくりに活用していきたいと思います。



中区ってこんなまち!

- 横浜開港の歴史と異国情緒を感じさせる街並みが特徴的です。
- 行政・ビジネス・港湾・観光の中心地として多様な都市機能を有しています。
- 外国人居住者が多く、国際色豊かな地域です。



withコロナでの活動紹介



健康チェック



ウォーキング前の準備体操

中区会長(第4地区南部会長) 清水 綾子

新型コロナの蔓延により外出自粛が求められ、推進員同士が集まることすら難しい状況が続きました。

その間は電話等で連絡を取り合い、活動の調整を行いましたが、顔を合わせての打ち合わせができない不便さを感じる一方で、推進員活動について振り返り、その意義を実感する機会にもなりました。

その後、世の中の活動再開に合わせ、保健活動推進員も感染対策を講じながら徐々に活動を再開しました。

ラジオ体操やウォーキングなど、屋外で行える活動をメインに、また、屋内での活動については、少人数・マスク着用・消毒等を行ったうえで実施しました。

保健活動推進員の魅力

中区会長(第4地区南部会長) 清水 綾子

保健活動推進員として活動する中で、継続して体を動かすことの大切さを感じ、自らの健康意識が高まりました。

また、新たな地域活動や社会サービスを知り、貴重な体験になりました。

保健活動推進員だからこそ、幅広い世代の方々と知り合い、交流できること、また、活動を通して誰かの役に立っているという自己肯定感を得られることは、保健活動推進員の魅力ではないでしょうか。

今後も新たなことに挑戦し、地域の方に体を動かすことや健診の大切さを伝えながら、保健活動推進員について知ってもらい、活動に参加してもらえよう啓発していきたいと思います。



市庁舎見学



ベイスайдブルー見学

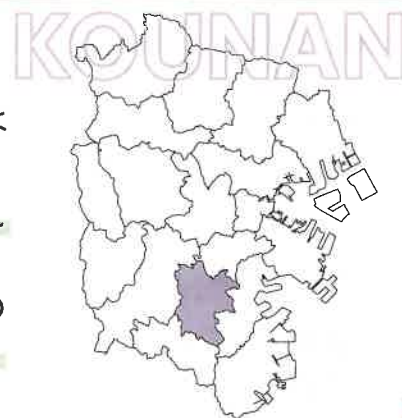
講評

栄区福祉保健センター長 横森 喜久美

コロナ禍において感染対策を十分に講じながら、様々な活動を継続されており感心しました。また、保健活動推進員として活動される中で、ご自身の健康意識が高まったと感じられていることに何よりも嬉しく思います。人との交流や、活動へのやりがい、精神的な健康に良い影響を与えます。是非、これからも保健活動推進員として誇りを持ち、楽しみながら活動を続けていただければ幸いです。

港南区ってこんなまち！

- 旧武蔵の国と相模の国を分ける国境の道が、区の南北を貫くように通っています。
- 令和4年度の区民意識調査で、港南区に住み続けたいと答えた人が8割いました。
- 防犯・防災や川の清掃をはじめとするまちの美化活動、地域のおまつりなど様々な場面で、「地域のつながり」や「支えあい」を大切にしたい地域活動が多く行われています。



withコロナでの活動紹介



こうなん5クイズ動画

健康アクションこうなん5は、みなさんが毎日気軽に実践できる



感染症対策編 チラシ

港南区会長（ひざり地区会長） 石川 正二

港南区では毎年10～11月を「健康づくり月間」と位置づけ、「ひまわり健康フェア」での健康チェックや「ふれあいウォーキング」を行ってきました。コロナ禍でイベント開催が難しくなり、健康フェアをWeb開催として健康づくりに関する動画を流したり、個人で歩けるよう小冊子のマップを作るなど工夫しました。アンケートの結果では自分の都合が良い時に行えると好評でした。

また、港南区の合言葉「健康アクションこうなん5」の感染症対策編を作成し、広報車で区内に流し啓発しました。各地区の活動でも、行事の時間の短縮、参加人数の制限など工夫を凝らして活動を再開しています。

保健活動推進員の魅力

港南区会長（ひざり地区会長） 石川 正二

「地域の健康づくり」が私たち保健活動推進員の主要活動テーマですが、0歳児の赤ちゃんからシルバー世代まで様々な方々に接し、自分の知見が広がり、皆さんの笑顔を見ることで私も「ガンバロウ」と勇気を貰うことができ、自他共に幸せを感じられます。活動は大変なこともあります、結局は自分の為になることが多いといえるかも知れません。これからも地域ニーズに応えられるよう情報発信に努めてまいります。

3年にわたるwithコロナの時代を経て学んだ「自粛はするが萎縮はしない！」を合言葉に明るい地域社会を創り上げていく一助になれば幸いです。



みんなで楽しく！（体操教室）



友達できたかな？（赤ちゃん教室）

講評

栄区福祉保健センター長 横森 喜久美

コロナ禍で活動に制約がある中、Web開催から小冊子作成までやり方を工夫し、健康づくりの推進に取り組まれ、素晴らしいと思いました。これまで通りの活動がなかなかできず大変な思いをされたとは思いますが、皆さんが力を合わせやり遂げたからこそ、ご好評の声を多くいただけたと思います。引き続き、「自粛はするが萎縮はしない！」を合言葉に、皆さんで協力しながら活動を進めていくようお願いします。

泉区ってこんなまち!

- 樹林地や農地などの緑が多く残っており緑被率は36.3%と市内で3番目に高くなっています。
- 和泉川や阿久和川などの河川や湧水など水資源も豊富にあり、自然豊かな水辺空間が数多く存在します。
- 農業も盛ん! 耕地面積が市内で1番広く、農産物の直売所が数多く存在します。



withコロナでの活動紹介



体操の様子(いちょう団地地区)



体操の様子(富士見が丘地区)

いちょう団地地区会長 合田 充希

対象の多くが高齢者層であることから、密の回避が可能な施設であるか、人数は多すぎないか等、感染のリスクを最大限に考慮しました。活動可能な地区では、参加者を二つの班に分け、それらが交わらないように調整したり、工業用の扇風機を換気に使用したりと、基本的な対策の上に工夫を重ねました。

しかしながら「感染・重症化の恐れ」は「フレイル・認知症の恐れ」に勝り、参加者数は減少傾向にあります。

ともあれ、健康づくりは継続が大切ですので、感染症対策を万全に、是非ともお近くの活動にご参加ください!

保健活動推進員の魅力

中田地区会長 乾 みさを

50代最後に保健活動推進員の職を受けました。子供らは独立し、自分が還暦に差し掛かるとともに、親が80代になり、様々な状況が起こっていく中、まさに、保健活動推進員として学ぶことで、リアルに自分のためになったことが大きな収穫です。さらに、老齢に足を踏み入れている自分自身も心身のケアを忘れずにいられるのもありがたいです。そして、何よりも、地域の方々の健康づくりのお手伝いができることは、この上なく幸せなことです。月2回の健康づくり活動に参加していただいている皆さんの笑顔を見られることに感謝しています。



体操



ウォーキング

講評

栄区福祉保健センター長 横森 喜久美

皆さんが、活動を通してやりがいを感じているのは、有意義な取組をたくさん行っているからだと思います。また、活動にあたっては、会場や人数、換気方法など、細やかな感染対策を工夫されており感心しました。コロナ禍の活動で参加人数の減少があるとのことですが、現在実施している様々な工夫は、今後参加する方にとって欠かせない安心材料となります。引き続き、地域での健康づくりを普及するための取組をお願いします。

金沢区

3年ぶりの開催！

金沢まつりで健康チェック

金沢区会長（金沢南部地区会長） 森田 逸子



10月15日(土)、「金沢まつりいきいきフェスタ」が3年ぶりに開催されました。保健活動推進員は活動紹介のパネル展示と握力測定を実施し、ブースには1,000人近くの方が来場する大盛況となりました。コロナ禍で活動を縮小せざるをえない状況が続いていましたが、イベントでの測定を通して一人一人の健康づくりにふれることができ嬉しく思います。

健康チェックは1種類だけでしたが、世代を問わず多くの方に喜んでいただくことができ、地域のみなさまも待ち望んだイベント開催だと実感しました。引き続き感染対策に配慮しながら、今回の活動を今後の健康づくりにつなげていきたいと思ひます。

港北区

コロナ禍での健康づくり

港北区副会長（高田地区会長） 川島 幸子

港北区ではコロナ禍でも工夫をしながら、健康づくりに励んでいます。令和3年度は、DVD配布の動画視聴により区全体研修会を実施しました。

高田地区の活動では、ウォーキング、バランスコーディネーション、健康測定会を行っています。一時活動を休止しましたが、参加者の心と身体の状態の悪化を心配し活動を再開しました。感染対策を十分にいき、室内での活動の際は空気の流れを考えて窓を全開にすることもありました。ウォーキングは2月と8月を除き毎月1回、今年で10年目を迎えます。時にはピクニック気分でお弁当を持参して皆さんと楽しく過ごしています。

これからも地域の皆さんと一緒に健康づくりに役立つような活動を続けて参ります。



緑区

みどり豊かな緑区は、 野菜と食で健康づくり

緑区副会長（鴨居地区会長） 櫻井 奈穂



緑区保健活動推進員会では新しい試みとして、緑区食生活等改善推進員会と協働で「野菜摂取量の測定会」を開催しました。測定を通して、野菜は1日350g以上の摂取が望ましい等をお伝えすることができました。食生活等改善推進員会との協働により、身近な「食」という観点から健康づくりの啓発ができる有意義なイベントとなりました。

また、当日は地元の農家が新鮮な野菜を販売する「みどり地場野菜の直売会」もあり、参加者約800人と大盛況でした。

今年度も各地区で測定会を行っており、若い方からご高齢の方まで参加していただき、毎回大好評です。今後も幅広い世代の方々に、健康に対する意識を持ってもらえるよう取り組んでいきます。

青葉区

フレイル予防で健康寿命を伸ばしましょう！

青葉台地区推進員企画部会長 三井 雅恵



毎年11月3日には医師会も参加する青葉区健康フェスティバルが開催され、その中で保活は毎年健康チェックを行ってきましたが、コロナの感染者増で今年も中止になり、代わりに、同日開催の青葉区民まつりへ、保健活動推進員として初めて出展する決断をしました。

市主催の研修会でも取り上げられたフレイルについての関心の高まりを受け、予防医学の専門知識を持つ企画部会員の説明を加えながら、フレイルについて、より分かり易く健康づくり活動を伝えました。

ウォーキング部会が作成した地域とのウォーキングマップも提供し、コロナ禍にあっても健康不活発とならぬよう、区民の皆様の「行ってみよう、やってみよう」という気持ちの喚起に心掛けました。

都筑区

『食育・健康フェア』で、子育て働き世代の健康づくり

都筑区池辺地区会長 白川 武治
都筑区川和地区副会長 西尾 元宏



都筑区では、3年ぶりに、区民へ食育・歯の健康・健康づくりを啓発するイベント「食育・健康フェア」を6月11日に開催しました。保健活動推進員も健康づくりの啓発活動として、血管年齢測定や立ち上がりテストなどの健康チェックを行ったり、大腸がんクイズラリーや乳がん自己触診体験を通して、がん検診啓発活動を行いました。

幅広い年齢層の方々がご参加され、自粛と隣り合わせの生活の中、健康意識が向上したというお話が多く聞かれました。また、私たちのアドバイスにも耳を傾けていただき、保健活動推進員として皆様のお力になれたと実感することができました。

マスク越しではありましたが、笑顔に包まれた時間となり、この時期だからこそ積極的に健康を意識したイベントを開催する必要があると感じました。これからも地域の皆さんの健康づくりのお手伝いができるよう、さまざまな活動を広げていきたいです。

戸塚区

オーラルフレイル予防で健康寿命を延ばそう

戸塚区会長（北汲沢地区会長） 落合 清子

戸塚区では、「健康寿命を延ばす」をテーマに、「オーラルフレイル予防」に取り組んでいます。

今年度は新たに地区ごとに、オーラルフレイル予防の出前講座を行いました。

マスクを着用し感染症対策を徹底した中で行ったので、残念でしたが歯みがきや唾液検査などは中止に。マスクをしたままでも出来る健口体操、唾液腺マッサージ、セルフチェックなど一緒に実践しながら研修を受けたことで、「勉強になった!」「これから続けていきたい!」「子ども達にも伝えたい!」という声があり、身近な方への啓発にも繋がる取り組みになりました。

今後も推進員みんなで工夫しながら地域の健康づくりを支える活動に取り組んでいきたいと思います。



栄区

今年度はじめての健康チェック

上郷西地区会長 小田 美加理



今夏やっと保活として活動出来ました。「サロンぬくもり」のボッチャ大会で健康チェックをさせて頂いたのです。久々の開催という事で大変な盛り上がりでした。そのままの熱気で健康チェックも皆さんに楽しく参加して頂きました。上郷西地区では健康チェックノートを配っており、毎回血圧などの測定数値を書き込み、推移が一目でわかるように作ってあります。次回も同じノートを使って参加して頂けたらと思っています。

来月も「サロンぬくもり」イベントで様々なコーナーを出しますが、今回はゲームあり手作りありの本来の姿の交流会となる予定です。今後も保健活動推進員として、地区のイベントを通して健康づくりを進めていきたいと思っています。

瀬谷区

瀬谷フェスティバルで健康チェック！

瀬谷区副会長（三ツ境地区会長） 小長井 博

10月16日、コロナ禍で中止となっていた瀬谷フェスティバルが3年ぶりに開催されました。天候に恵まれ、約3万人の区民が来場しました。

瀬谷区保健活動推進員のブースでは、骨密度と握力の測定を実施しました。普段、自分の体力や健康状態を数値で知るチャンスが少ない主婦や高齢の方々を中心に900人以上の方が訪れ、大盛況でした。ご自分の測定数値と年代別の参考値を比較し、悲喜交々の反応がみられ、健康に対する関心の高さを感じました。

来場者の方々が、この計測をきっかけに体力増進や健康管理に興味をもち、取り組んでいただければうれしく思います。改めて、この活動を継続して行く必要性を強く感じました。



私たち、
保健活動推進員は、
地域の中で健康づくりの
推進役を担っています。



コラム

こころの健康を保つためには、日常生活の中で自分自身をケア(セルフケア)することが大切です。セルフケアの一部として、脳の健康にもよい生活習慣を紹介します。

睡眠

- 毎日決まった時間に起き、日光を浴びましょう。



よく寝た～

- 就寝前はパソコンやスマートフォンの使用、カフェインやアルコールの摂取は控えましょう。

食事

- 主食・主菜・副菜を組み合わせた栄養バランスの良い食事を1日3食しっかり食べるよう心掛けましょう。

- 毎日の食事はよく噛んでゆっくり食べましょう。



運動

- 運動習慣をつけるため、まずは1日5分間の早歩きから始めてみましょう。

- 運動は昼～夕方時間帯に行うのがおすすめです。起床直後や就寝前は避けましょう。

- ストレッチで身体をほぐすことも効果的です。



各種表彰報告(令和4年度)

保健活動推進員としての活躍に対し、次の方々が各種の表彰を受けました。

(敬称略 五十音順)

公衆衛生事業功労者に対する厚生労働大臣表彰(1名)

- 齊藤 由紀子(旭区会長、若葉台地区会長)

神奈川県保健衛生表彰知事表彰(1名)

- 水谷 三枝子(旭区副会長、左近山地区会長)

横浜市社会福祉・保健医療功労者市長表彰(15名)

- | | |
|------------------------|----------------------------|
| ● 阿藤 美智子(港北区 城郷地区会長) | ● 磯永 公子(瀬谷区 相沢地区推進員) |
| ● 梅澤 ひろ子(磯子区 汐見台地区副会長) | ● 五嶋 直恵(神奈川区 六角橋地区会長) |
| ● 櫻井 奈穂(緑区副会長、鴨居地区会長) | ● 鈴木 陽子(緑区 山下地区推進員) |
| ● 千葉 松枝(青葉区 市ヶ尾地区推進員) | ● 栃原 智子(都筑区 荏田南柚木荏田南地区副会長) |
| ● 長谷川 妙子(中区 本牧・根岸地区会長) | ● 平石 容子(金沢区 金沢南部地区副会長) |
| ● 福嶋 直美(泉区 和泉中央地区推進員) | ● 南沢 史朗(鶴見区 駒岡地区会長) |
| ● 弓削 恵美子(港南区 笹下地区副会長) | ● 和田 芳子(旭区 左近山地区推進員) |

他1名(保土ヶ谷区)

編集後記

長引くコロナ禍で、従来の活動の見直しを余儀なくされています。たよりの作成を通じて、工夫を凝らした各区の様々な取組を知ることができ非常に参考になりました。日々の活動は、私たち自身の保活としてのやりがいにもつながります。引き続き保健活動推進員や地域の皆さんと力を合わせながら、地域の健康づくり活動を盛り上げていきたいと思います。

(渡辺・石井)

地域防犯カメラ設置補助制度実施のお知らせ（依頼）

地域における防犯活動への支援の一環として、防犯カメラを設置する際に費用の一部を補助する「地域防犯カメラ設置補助制度」を、令和 5 年度も実施します。

地域防犯カメラの設置をご検討される場合は、下記及び裏面の概要をご確認のうえ、「申請の手引」をお取り寄せいただき、申請書類を各区地域振興課までご提出ください。

1 申請の手引及び申請書の配付場所：各区地域振興課または市民局ホームページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bohan/camera/kamera2.html>

または、横浜市 地域防犯カメラ設置補助金 で検索できます。

2 申請書及び添付書類の提出期限：令和 5 年 7 月 31 日（月）必着

設置場所により、関係機関との調整などにお時間がかかるものもあります。

各区地域振興課及び各関係機関へのご相談は、お早目をお願いします。

3 申請書類提出先：各区地域振興課（持参または郵送）

【主な提出書類】

- ・申請書（第 1 号様式）
- ・見積書
- ・収支計算書（第 3 号様式）
- ・道路上または電柱に設置する場合は、設置場所の使用に関する土木事務所等との協議書、電柱への設置に関する協議書

なお、過去に申請したことがある場合は申請書類の一部を省略できます

28 年度から 4 年度に申請して補助金交付とならなかったカメラを、5 年度も同じ場所での設置を希望される場合は、地図等の添付書類は不要です。

※詳しくは、申請の手引きをご覧ください、各区地域振興課へご相談ください

4 補助金交付までのスケジュール

令和 5 年 4 月～	・総会、役員会、委員会等での防犯カメラの設置に関する合意形成 設置場所の近隣住民の同意の取り付け ・防犯カメラ設置について関係機関へ相談、協議 (区役所地域振興課、警察署、東京電力、NTT、土木事務所 等)
7 月 31 日まで	・補助金交付申請書類を各区地域振興課へ提出
9 月頃	・補助金交付決定（横浜市から交付、不交付の決定を通知します） ※以降、機器購入・工事契約が可能となります
令和 6 年 2 月中旬まで	・防犯カメラ設置工事完了後、横浜市へ実績報告書類を提出
3 月頃	・補助金交付

「地域防犯カメラ設置補助制度の概要」

① 補助対象の防犯カメラ

地域における犯罪の防止を目的として、道路等の公共空間における人等の動きを撮影し、記録するために特定の場所に固定して設置する防犯カメラです。

防犯カメラの設置及び運用については、プライバシー保護のために、総会、役員会、委員会等で合意を得ることが必要です。また、設置箇所周辺の住民にも必ず同意を得てください。

② 補助対象団体：自治会町内会、地区連合町内会

③ 補助対象経費

防犯カメラ等機器購入費及び設置工事費、防犯カメラの設置を示す看板等の設置費
※電気料金、修繕、点検などの維持管理費や更新に係る費用は補助対象外

④ 補助内容

防犯カメラ 1 台ごとに補助対象経費の 10 分の 9
補助上限額 210,000 円

⑤ 交付台数

令和 5 年度は、地域の防犯力強化のために、補助予算台数を 150 台 に拡充します。

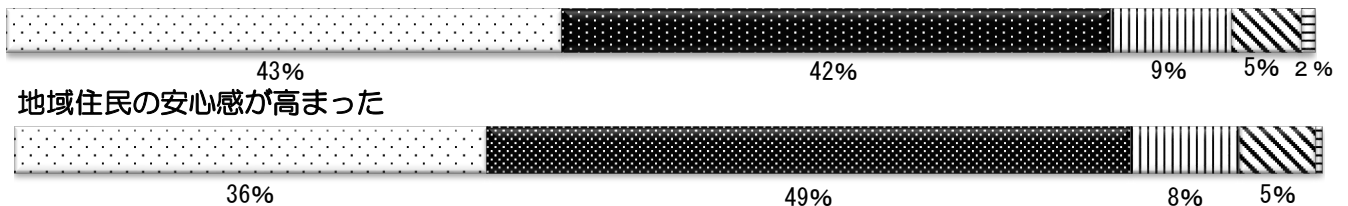
ただし、予算の範囲内で交付決定をするため、申請をいただいても補助されない場合や、申請した台数の一部が補助されない場合があります。その場合、防犯活動の取組状況・犯罪発生状況などを考慮し、補助金の交付を決定します。

＜参考＞防犯カメラを設置することができる場所の例

道路上の電柱、民有地内の電柱、民有地内のポール、民有地内建物壁面、自治会館壁面 等
設置場所により申請書類、手続きが異なります。※詳しくは「申請の手引」をご覧ください。

設置団体に対するアンケートを実施しました！

「地域防犯カメラの設置により、どのような効果を感じていますか。」という質問に対し、
自治会町内会役員・会員の防犯に対する意識が高まった



☐ そう思う ☒ どちらかというと思う ☐ どちらかというと思わない ☐ そう思わない ☐ 未回答

「自治会町内会役員・会員の防犯に対する意識が高まった」と答えた団体が 85%、

「地域住民の安心感が高まった」と答えた団体が 85%、といった回答結果になりました！

防犯パトロールなどの自主防犯活動にあわせて、防犯カメラを設置することで、更なる地域の防犯力向上につなげていただきますよう、補助制度をぜひご活用ください。



電子申請システムによる申請
も受け付けています。
ぜひご活用ください！



横浜市市民局地域防犯支援課

電話 6 7 1 - 3 7 0 5

Fax 6 6 4 - 0 7 3 4

自治会町内会館整備について

1 令和 6 年度の会館整備予定の申し出について

令和 6 年度に自治会町内会館の新築・購入・増築・耐震補強工事・修繕（補助対象経費 100 万円以上）を行う意向がある自治会町内会を対象に、あらかじめ審査を行った上で予算編成を行い、予算確定後、優先度の高い案件から予算の範囲内で補助申請を受け付ける自治会町内会を決定していきたいと考えています。

令和 6 年度に会館の新築・購入・増築・耐震補強工事・修繕（補助対象経費 100 万円以上の工事が対象）を予定している自治会町内会については、まず、各区役所へお申し出をいただき、その後、必要書類をご提出いただくことになります。（自治会町内会が公園内に公園集会所の整備を予定する場合についても、同様にお申し出と必要書類のご提出をお願いします。）

（注）公園集会所の整備の場合は、区役所へお申し出をいただく前に、環境創造局公園緑地管理課及び土木事務所と調整が必要になります。

（1）今後のスケジュール

- ・区役所へのお申し出及び書類提出の締切は、令和 5 年 7 月頃の予定です。
必要な書類等については、区役所地域振興課へお問い合わせください。
（内容を審査した上で、令和 5 年 9 月頃より予算の編成を行っていきます）
- ・令和 6 年度の予算が確定し、補助申請を受け付ける自治会町内会が決定されるのは、令和 6 年 3 月末頃の予定です。

（2）自治会町内会への周知

別紙『自治会町内会館整備のための補助制度等のご案内』を全自治会町内会に配付します。

2 令和 5 年度の自治会町内会館整備費補助事業について

整備予定件数 32 件（新築 4 件、増築 0 件、耐震補強工事＋修繕 3 件、修繕 25 件）
事業予算額 89,446 千円（事前申請分：85,446 千円、緊急対応分：4,000 千円）

※風水害等の自然災害により緊急で修繕が必要になった場合には、事前申出の有無に関わらず、各区役所地域振興課へご相談ください（り災の証明等、別途要件があります）。

自治会町内会館整備のための補助制度等のご案内

令和5年4月

自治会町内会活動や共助による減災に向けた取組の拠点となる、自治会町内会館の整備に対する補助制度や融資制度の概要について、ご案内します。

◆ 補助制度について

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

1 補助対象

次の全ての項目に該当するときに、自治会町内会館の整備に対する補助を利用することができます。ただし、この補助制度で補助を受けた自治会町内会は、補助を受けてから5年間は、特別な理由がある場合を除き、補助申請することはできません。（修繕を除く）

- (1) 自治会町内会が所有、整備、運営及び利用する施設である
- (2) 地域住民の福祉向上、連帯の増進に寄与する施設である
- (3) 会議及び集会に必要な施設を備えている
- (4) 建築基準法その他の法令に適合している
- (5) 会館の整備に対して、総会の議決等による自治会町内会の意思決定がある
- (6) 会館の利用規約等が整備されている
- (7) 補助を受けた会館が他にない
- (8) 会館整備費補助要綱に定める業者数以上の市内事業者(※1)による入札又は見積合わせで最も安価な金額を提示した事業者を選定している（事業者は建設業の許可が必要です。(※2)）
- (9) 補助対象経費が100万円以上の整備である

※1 市内事業者とは、市内に本社がある事業者です。店舗や事務所等だけが市内にあっても該当しませんので、ご注意ください。

具体的には、次のいずれかに該当する事業者です。

- ◎ 横浜市一般競争入札有資格者名簿における所在地区分が市内である者
- ◎ 登記簿の本店（又は主たる事務所）の所在地が市内で登記している者
- ◎ 主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記していない団体

※2 申請時に、建設業の許可通知書の写しの提出が必要です。

2 補助内容

整備の種類	補助率	補助限度額	内 容
新築・購入	2分の1	1㎡当たり 99,000円 かつ 1,200万円	新たに建物を建設し、又は現在の建物の全部を撤去して新たに建物を建築すること
特殊基礎工事費	2分の1	300万円	地盤・敷地条件により施工する特殊な基礎工事
エレベーター設置工事費	2分の1	300万円	エレベーター設置に伴う工事費
増築	2分の1	500万円	既にある建物の床面積を増加させる工事
耐震補強工事	2分の1	300万円	耐震診断(※)に基づいて行う工事 (※) 会館整備費補助要綱に基づいた耐震診断
修繕	2分の1	200万円	既にある建物の部分に対して、機能の維持向上、模様替え等のために行う工事（機器及び器具の購入のみは含まない） ※風水害等の自然災害により緊急で修繕が必要になった場合は、各区役所地域振興課へご相談ください。

- 新築等で特殊基礎工事を施工する場合、補助限度額とは別に、300 万円を限度に特殊基礎工事に要する経費の 2 分の 1 を補助します。なお、特殊基礎工事については地質データなどによる審査を行います。
- 新築、増築、修繕で外構工事を施行する場合に、整備の種類ごとの補助限度額内で、100 万円を限度に外構工事に要する経費の 2 分の 1 を補助します。（新築・購入の場合、1 m²当たりの補助限度額とは別に補助します。）
- 新築、耐震補強工事及び 200 万円を超える増築については、審査委員会による整備費用の内容審査を行います。
（自治会町内会が整備する公園集会所について補助を受けるには、別途要件があります。詳細は各区役所地域振興課にお問合せください。）

3 申請手続

会館整備の計画については、お早めにご相談ください。

会館整備に関する相談先及び申請書の提出先は、各区役所地域振興課です。

- (1) 整備予定時期の前年度 7 月頃までに、事前の申出が必要です。
横浜市の予算確定後、整備年度になりましたら補助申請を行い、必ずその年度内に工事完了検査を受けていただきます。
- (2) 補助申請は、会の総意を証する総会の議事録・工事設計書等の必要書類を添付し、工事請負契約前又は売買契約締結前に、自治会町内会の代表者の方が手続きを行ってください。
- (3) 申請された内容について審査し、補助決定を行います。
なお、補助申請時に申請された内容に含まれていない費用については、原則として補助の対象となりません。補助申請後にやむをえず工事内容に変更が生じた場合は、必ず変更部分の工事の着工前にご相談ください。
※変更部分の費用については、補助の対象とならない場合があります。

4 補助金の支払い

工事完了後、現地に於て立会い検査（完了検査）を行います。その完了検査結果に基づき、所定の手続きを行った後、補助金の支払いを行います。

5 その他

- (1) 区分所有者が管理する集会施設の整備
自治会町内会と区分所有者の団体の構成員がほぼ同じであり、かつ、自治会町内会が使用する施設で、自治会町内会が整備費を負担する場合に限り補助対象とします。
- (2) 他の自治会町内会と合同で整備する場合は、新築・購入の場合に限り、それぞれの団体に補助限度額を適用します。
- (3) 土地付き建物の購入は、建物部分の費用のみが補助対象となります。
- (4) 自然災害等による緊急修繕には一定の要件がありますので、必ずご相談ください。この場合、整備予定時期の前年度 7 月頃までに求めている、事前の申出は不要です。

6 補助金の返還

次のようなときは、補助金を返還していただきます。

- (1) 詐欺その他不正な手続きにより補助金を受けたとき
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき
- (3) 補助金を受け、整備した建物を第三者に貸与、譲渡、交換または担保に供しようとするとき
- (4) 補助金を受け、整備した建物を会館整備費補助要綱で定める「財産の処分制限期間（※注）」内に処分（解体等）するとき
- (5) その他補助要綱に違反したとき

※注 会館整備費補助要綱で定める財産の処分制限期間は次のとおりです。

- ◎ 整備内容が新築、購入、増築及び改修のもの
 - ア 鉄筋コンクリート造の場合・・・50 年
 - イ 鉄骨造の場合・・・・・・・・・・30 年
 - ウ 木造の場合・・・・・・・・・・24 年
- ◎ 整備内容が修繕のもの・・・・・・・・・・建物の構造に関係なく 10 年

◆ 融資制度について

＜お問い合わせ先：お近くの取扱金融機関＞

横浜市との協定に基づき民間金融機関が融資を実施します。なお、申込にあたっては総会の議決が必要な書類もありますので、融資の利用を計画される場合は、融資内容・申込手続等の詳細について、お早めにこの融資を取り扱っている金融機関にご相談ください。

1 融資を実施する金融機関（取扱金融機関）

株式会社横浜銀行、横浜信用金庫、株式会社神奈川銀行

※公園集会所の整備に係る融資を実施するのは、横浜信用金庫と株式会社神奈川銀行です。

公園集会所の場合、購入は除きます。

※横浜市の会館整備費補助要綱に基づく補助の決定を受けた会館が対象となり、返済期間は10年以内です。

2 申込資格

融資を受けようとする自治会町内会は、次の要件を満たすことが必要です。

- (1) 法人格を有する自治会町内会であること（下記「自治会町内会の法人化」参照）
- (2) 自治会町内会が償還金及び利子の支払い能力があること

3 融資対象の除外

他の金融機関からの借換えを目的とするもの

4 申込人

法人化した自治会町内会の代表者が、取扱金融機関に対して行います。

なお、融資の申込は、自治会町内会が会館に対する市の補助決定を受けた後に行います。

5 連帯保証人・担保

- (1) 原則、自治会町内会の代表者1人を連帯保証人とします。ただし、代表者以外の役員等の自発的な意思に基づく申し出がある場合は、この限りではありません。
- (2) 担保は不要です。

※整備の種類により、融資限度額が異なりますので、詳細は金融機関にお問合せください。

◆ 自治会町内会の法人化

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

自治会町内会館の不動産登記は、団体名義ではなく、役員の個人名などで登記することになります。

団体名義で不動産登記するには自治会町内会の法人化（法人格の取得）が必要です。法人化には、会の規約や構成員名簿の作成など地方自治法に基づく手続が必要ですので、事前にご相談ください。

◆ 会館用地について

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

横浜市では、利用計画がないなどの一定の要件に該当する市有地を、会館を所有していない自治会町内会に有償で貸付を行っています。

貸付を希望される場合は、総会の議決等による自治会町内会の意志決定の書類・建設計画・資金計画の概要などを提出していただき、貸付の適否を判断します。

民有地・市有地にも適地がない場合、公園面積が5,000㎡以上であることなど、一定の条件のもとで公園内に「公園集会所」として設置が認められることがあります。

◆ 区役所地域振興課 連絡先一覧

区役所	電話番号	区役所	電話番号
鶴見区地域振興課	510-1687	金沢区地域振興課	788-7801
神奈川区地域振興課	411-7086	港北区地域振興課	540-2234
西区地域振興課	320-8386	緑区地域振興課	930-2232
中区地域振興課	224-8131	青葉区地域振興課	978-2291
南区地域振興課	341-1235	都筑区地域振興課	948-2231
港南区地域振興課	847-8391	戸塚区地域振興課	866-8413
保土ヶ谷区地域振興課	334-6302	栄区地域振興課	894-8391
旭区地域振興課	954-6091	泉区地域振興課	800-2391
磯子区地域振興課	750-2391	瀬谷区地域振興課	367-5691

横浜市市民局地域活動推進課
045-671-2317

◆ 横浜市ホームページでもご案内しています。

横浜市 町内会館

検索

令和5年4月18日

神奈川区スポーツ協会
賛 助 会 員 各 位

神奈川区スポーツ協会
会 長 志 村 昌 佐

令和5年度神奈川区スポーツ協会総会の開催について（ご案内）

時下 ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。平素から当協会事業の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記総会を次のとおり開催いたします。

つきましては、御多忙中とは存じますが、万障お繰り合わせのうえ御出席くださいますようお願いいたします。

なお、当日の出欠についての御連絡は不要です。

1 日時：令和5年5月22日（月）午後7時から

2 会場：神奈川区役所本館5階大会議室

3 表彰：令和4年度横浜スポーツ普及功労賞表彰者

渡辺 紳 様 （神奈川区野球協会）

守屋 智美 様 （神奈川区バスケットボール協会）

住谷 勇 様 （神奈川区スポーツ推進委員連絡協議会）

4 議題：(1) 令和4年度 事業報告について

(2) 令和4年度 一般会計・特別会計決算及び会計監査報告について

(3) 役員の改選について

(4) 令和5年度 事業計画（案）について

(5) 令和5年度 一般会計・特別会計予算（案）について

※当日は駐車場の用意はありませんので、お車での御来場は御遠慮ください。

御協力お願い申し上げます。

神奈川区スポーツ協会事務局

〒221-0824 横浜市神奈川区広台太田町3-8

神奈川区役所地域振興課 担当：宮本、福島

TEL 411-7093 / FAX 323-2502

E-mail : kg-supokyo@city.yokohama.jp

スマホでお試し価格のサプリを 注文したら、定期購入になっていた!

「スマホの広告を見て1回限りのつもりで注文したのに、2回目の商品が届いた。2回目が届く契約とは思っていなかったし、高額で払えない。どうしたらいいか」

といった相談が多く寄せられています。

- 支払うことになる総額はいくらですか？
- 定期購入が条件になっていませんか？
- 解約や返品の方法は？

これらをきちんと確認し、最終確認画面のスクリーンショットを残しておきましょう。

お互いに 一声かけて見守りを！



はまのタスケ

消費者トラブル おかしいな、困ったなと思ったら

気軽にご相談を

消費生活相談電話 **845-6666**

消費生活メールマガジン「週刊 はまのタスケ・メール」のご登録を！

平日	9:00～18:00
土日	9:00～16:45

横浜市消費生活総合センター

検索